

広島県告示第九百五十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十年十二月一日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
有会社エケセレント	広島市中区西平塚町四番一五号	デイサービスエケセレント	広島市中区西平塚町四番一五号	通所介護	平成二〇年一月一日	
ワタミの介護株式会社	東京都大田区羽田一丁目一番三号	レストヴィラ広島光が丘	広島市東区光が丘二番四〇号	特定施設入居者生活介護	平成二〇年一月一日	
三笠建設株式会社	福山市神村町一六三四番地の五	介護サービスみかさ	福山市神村町一六三四番地の五	訪問介護	平成二〇年一月一日	
株式会社いろり苑	広島市西条町御菌宇六四七番地一七八	デイサービスいろり苑	広島市西条町御菌宇六四七番地一七八	通所介護	平成二〇年一月一日	